平成２１年（フ）第３３２号
富山市婦中町速星523番地11
債務者　林　　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５４号
富山市赤田896番地１　ベルハイツ202号、前住所富山県魚津市吉島１丁目10番28号　有沢荘22号
債務者　阿部美恵子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６５号
富山県中新川郡立山町浦田311番地
債務者　上野　修一
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８号
神戸市中央区大日通６丁目１番19号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３
債務者　原田　美和
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７号
宮城県登米市東和町米谷字大嶺103番地３
債務者　千葉　和枝
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３５５２号
名古屋市守山区天子田３丁目203番地の２
債務者　片岡　　強
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５号
宮城県登米市中田町宝江新井田字弥平構９番地２
債務者　沼倉　裕太
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２号
宮城県登米市豊里町大曲１番地
債務者　佐々木　淳
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３号
宮城県登米市中田町石森字前田88番地１　雇用促進住宅１号棟103号室
債務者　泉田　信吾
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１８３号
石川県小松市三谷町き26番地、従前の住所石川県小松市上小松町15―４　信開セルーラ上小松Ｉ1101号
債務者　嵐　　圭史（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３６２３号
名古屋市南区天白町１丁目25番地　名南荘801号
債務者　八木香保里
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５号
名古屋市西区枇杷島２丁目４番30号
債務者　櫻井　俊二
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０６３号
熊本市黒髪４丁目７番17号
債務者　矢野　信明
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２１７号
熊本県球磨郡あさぎり町上北2340番地157
債務者　酒井　政志
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０号
熊本市菅原町２番20号　菅原団地１棟４号
債務者　森尾　鈴江
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５６４号
千葉県野田市上花輪738番地
破産者　飯田夜光塗料株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１５３号
東京都大田区大森北３丁目13番５号
破産者　ティー・エス・ネットワーク有限会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４４５号
東京都世田谷区桜新町２丁目10番12号
破産者　株式会社バード企画
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部